



令和6年度版

進路あんしん

情報ガイド



秋田大学教育文化学部
附属特別支援学校



1 秋田県の特別支援学校卒業生の進路状況



卒業年度	卒業人数	進学	一般就労	福祉サービス利用	無業・在宅
令和4年度	186	5	57 (30.6%)	117	7
令和5年度	185	4	70 (37.8%)	106	5



業 種 等	人数
製 造 業 (自動車、部品組み立て、運搬 等)	19
卸 売 業 ・ 小 売 業 (飲食料品小売、販売 等)	18
福 祉 ・ 医 療 (あんま・マッサージ、介護 等)	11
宿泊業・飲食サービス (清掃、調理補助 等)	8
生活関連サービス業 (清掃、リネン 等)	7
公 務 (役場、図書館 等)	5
運 送 (車両整備)	1
建 設 (部品製造)	1



令和5年度の一般就労する卒業生の割合が37%、昨年度を上回りました。

業種別に見ると、電子部品やコンビニ弁当などを作る「**製造業**」、スーパーマーケットなどの「**卸売業・小売業**」、施設の館内清掃などを行う「**福祉・医療**」が多くの割合を占めていることが分かります。

2 本校卒業生の進路状況



卒業年度	卒業人数	進学	一般就労	福祉サービス利用	無業・在宅
令和5年度	8	0	3	5	0
過去5年 (R1～R5)	40	0	17 (42.5%)	23 (57.5%)	0

業 種 等	仕 事 内 容 の 一 例	人数
卸 売 業 ・ 小 売 業	スーパー（品出し）、薬局（品出し、伝票仕分け等）	6
福 祉 ・ 医 療	環境整備、洗濯物畳み、医療事務、保育補助	2
生活関連サービス業	ビル清掃、引っ越しサービス	3
宿泊業・飲食サービス	客室清掃、宴会準備等、カフェ、調理補助	3
公務、事務補助等	本校（環境整備）、大学図書館、大学事務、事務関係	3

施 設 等	仕 事 内 容 の 一 例	人数
就労継続支援A型	弁当製造補助	1
就労継続支援B型	箱折り、ダイレクトメール封入、部品組立、製菓、農作業、野菜袋詰め、清掃、クリーニング、パン作り等	17
生活介護	軽作業（箱折り、フルーツキャップなど）、プリント学習、ウォーキング、制作活動、ダンス、調理体験等	5

3 一般就労と福祉サービス利用

一般就労

一般的な就労形態。雇用主との契約。「労働者」となる。



障害者雇用

- ・雇用率制度の対象
- ・援護制度の活用

一般雇用

- ・雇用率制度非対象
- ・採用基準が厳しい

特別支援学校卒業生の大半は障害者雇用。パート雇用が多い。

※合理的配慮は障害者雇用、一般雇用どちらでも受けられます。



福祉サービス

障害者総合支援法による福祉サービスの利用。「利用者」となる。

就労移行支援

- ・就労に必要な訓練
- ・求職活動支援
- ・定着支援

雇用契約なし

現在秋田市に4カ所

工賃は事業所の判断
(支払い義務なし)

2年の期限

- ・1年延長可
- ・間を空けて利用可

就労継続支援A型

- ・就労に必要な知識、能力の向上
- ・雇用契約の締結等による就労

雇用契約あり

賃金あり

最低賃金の保障

無期限

就労継続支援B型

- ・就労に必要な知識、能力の向上
- ・就労の機会

雇用契約なし

工賃あり

(秋田市平均
約15,000円)

無期限

生活介護

- ・創作的活動、生産活動の機会

雇用契約なし

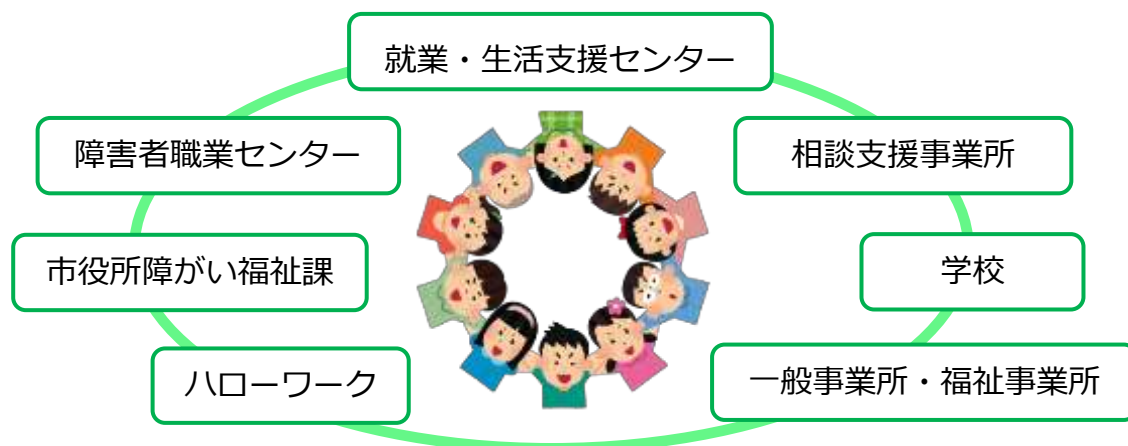
工賃は事業所の判断
(支払い義務なし)

無期限

※自立訓練（機能訓練、生活訓練）を利用する方もいます。

4 支援機関の役割

ここで紹介する支援機関は、年金の申請、ショートステイの利用、転職など、生活全般にわたり、サポートを依頼できる機関です。それぞれに役割があり、支援機関同士で連携体制がとられています。



支援機関名	役割	所在
就業・生活支援センター (一般就労のみ)	身近な地域で安心して職業生活を送れるよう、就業及び生活上のサポートを行ってくれます。年金申請の手続きもサポートしてくれます。	秋田市泉菅野二丁目 17-27 ウェルビューいずみ内 電話 896-7088 FAX 896-7078
障害者職業センター	職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行ってくれます。また、事業所に対しては、障害のある方の雇用についての相談機関です。	秋田市川尻若葉町 4 番 4 8 号 電話 864-3608 FAX 864-3609
市役所障がい福祉課 	各種申請手続きの他、「秋田市障がい者総合支援協議会」を設置し、障がい者に係る就労環境の整備および障がい児に係る育成環境の整備を進めています。 「障がい者のためのくらしのしおり」も発行しています。	秋田市山王 1 丁目 1 番 1 号 電話 888-5663 FAX 888-5664
ハローワーク秋田 (秋田公共職業安定所)	在学中の求職登録、職業紹介、職業相談、各種制度及び就労の手続きなどを行ってくれます。 障害のある方と、障害のある方を雇用する企業との「きらめき就職面接会」を年 2 回行っています。	秋田市茨島一丁目 12-16 電話 864-4111 FAX 864-1815
相談支援事業所	福祉サービスを利用する際に、市町村に「サービス等利用計画案」を提出してくれます。生活上の相談等もできます。	

5 一般就労の手続きについて

実習を通しての自己評価、また、実習先からの評価を受けて適性を判断します。本人の思いや働きたいという意欲が就労先決定に向けての重要なポイントとなります。



<面談> 高3 4月

- ・個別面談で一般就労の意思を担任に伝える。



<求職登録> 夏季休業中

- ・本人、保護者、学級担任がハローワークで登録を行う。
※求職登録申請書の記入、療育手帳のコピーが必要です。
登録時に希望する職種、月収、実習歴など聞かれます。



<就労先へ雇用相談> 高3 9月中旬以降

- ・面談と実習を経て、就労の意思を確認し、進路指導担当が事業所の担当者へ依頼する。



<求人票の発行>

- ・事業所が求人票を発行。発行されたら、内容や条件等を本人、保護者が確認する。



<応募・試験・面接等>

- ・事業所担当者と本人が、試験・面接等を行う。
※保護者も面接を行う場合があります。



<内定>

- ・学校に内定通知が届く。
・内定後、事業所担当者と出勤日等について調整を行う。



春から就職



6 就労継続支援B型の手続きについて

本校では、全体の約7割の卒業生が就労継続支援B型のサービスを利用しています。利用開始までの手続きは次のとおりです。



＜面談＞ 高等部2年2月頃

- ・個別面談でB型利用の意思を担任に伝える。



＜書類作成＞ 高等部3年4月頃

- ・基本情報を記入する「アセスメント情報カード」と「申請書」を本人、保護者が作成する。



＜市役所へ就労アセスメント申請＞5月中旬頃

- ・本人、保護者が障がい福祉課へ作成した書類を提出する。



＜市役所職員による聞き取り＞6～7月頃

- ・市役所職員、相談支援担当者、本人、保護者、学校職員で会議を行う。



＜就労アセスメント＞7～11月頃

- ・移行支援事業所で5～10日間の就業体験・評価を行う。
- ・アセスメント前にサービス担当者会議（顔合わせ）、後に評価会議がある。



＜市役所へ福祉サービス利用申請＞11月

- ・本人、保護者が障がい福祉課へ作成した書類を提出する。



＜施設との手続き＞随時

- ・利用する施設で実習（現場実習）を行い、利用の意思を担当を通じて伝える。※施設によって手続きが異なります。



春から利用開始



注目！

令和7年10月から新たに「就労選択支援制度」が始まります。これにより、就労継続支援B型事業所等の手続きについて手続き方法が変更になる可能性が高いです。

7 生活介護の手続きについて



＜面談＞ 高等部3年4月頃

- ・個別面談で生活介護事業所利用の意思を担任に伝える。
※年度途中からの進路変更も可能（B型→生活介護等）



＜現場実習＞ 6月、10月（個別実習含む）

- ・生活介護事業所での実習を行い、本人の適性の把握や職員の方からの評価をいただく。



＜市役所へ申請＞ 10月頃

- ・本人、保護者が障がい福祉課へ作成した書類を提出する。
※書類は学校から配付します。



＜市役所職員による聞き取り＞

- ・市役所職員、相談支援担当者、本人、保護者、学校職員で会議を行う。



＜障害支援区分判定＞

- ・支援の度合いを表す6段階の区分で福祉サービスを受けるために必要。審査後、市町村が認定。



＜サービス事業所との手続き＞ 随時

- ・利用する施設で実習（現場実習）を行い、利用の意思を担当を通じて伝える。
※施設によって手続きが異なります。

※本人の様子を見て、生活介護から就労継続支援B型へ移行することもあります。



春から利用開始



8 進路決定のプロセス

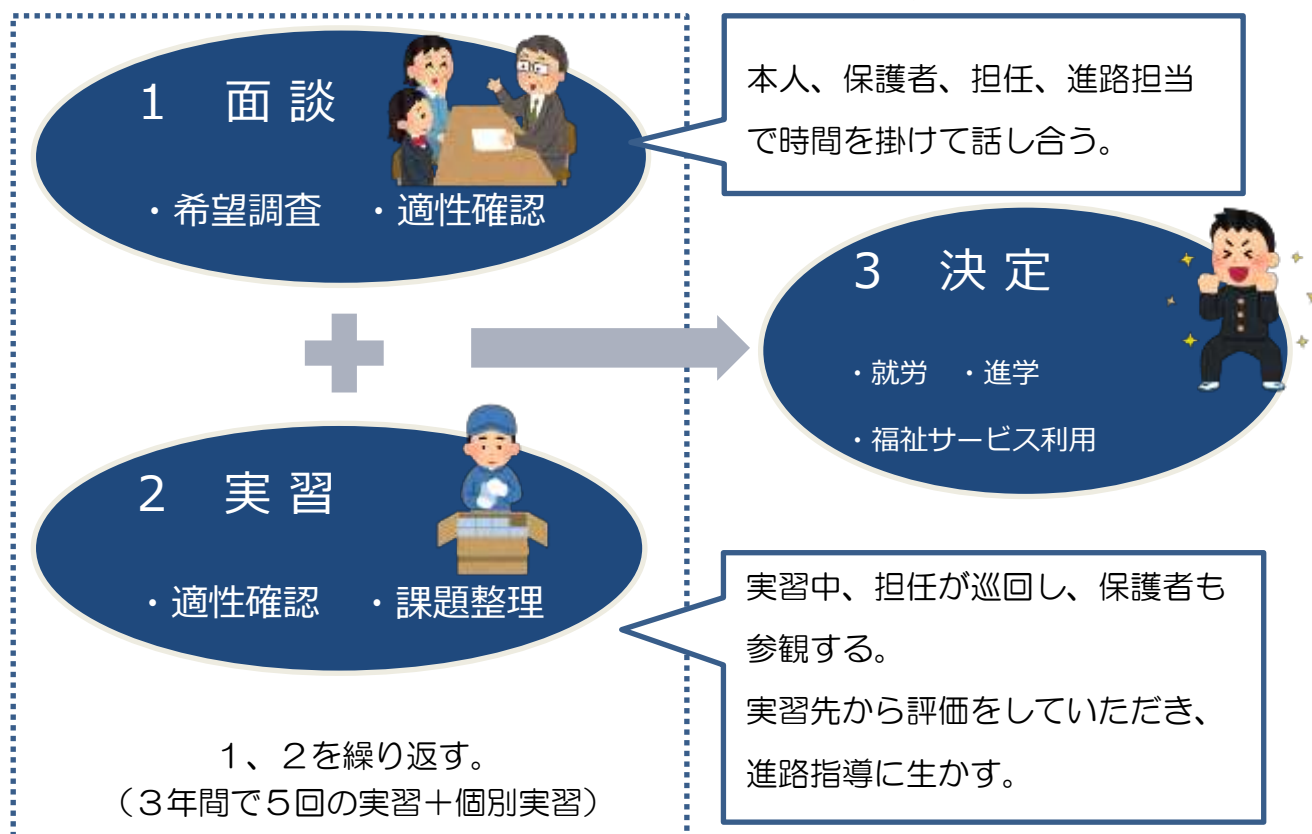
本校では、高等部1年生から進路決定に向けて、具体的に考えていきます。

- 「一般就労か、福祉サービスの利用か」という大きな選択があります。
- 「いつまでに進路を決めなければならない」という期限はありません。一人一人卒業までにじっくりと時間を掛けて考えていきます。
- 面接や書類のみで進路を決定することはありません。必ず現場実習を行います。
- 進路決定で一番大切にしていることは、「**本人の意思**（行きたい場所）」です。

<各学年の進路決定プロセスのキーワード>



<進路選択・決定の方法>



9 進路活動及び実習について

本校では卒業生から仕事や生活の様子を直接聞き、生徒が具体的に卒業後の生活を知ることを目的として、「先輩から学ぶ会」を実施しています。2名の先輩からのアドバイスを紹介します。



R4 卒 Fさん
幼稚園
事務補助（清掃等）



R4 卒 Sさん
清掃業
ビル内の清掃等

大切なこと

- 挨拶、返事を聞こえるようにすること
- 報告、連絡、相談をすること（分からないことはすぐ聞くこと）
- 職場の人とコミュニケーションをとること（趣味の話など）
- 仕事への責任感（時間を守る、衛生面も気を配る）
- 楽しみをもつこと（運動をする、貯金をする、自分の趣味）

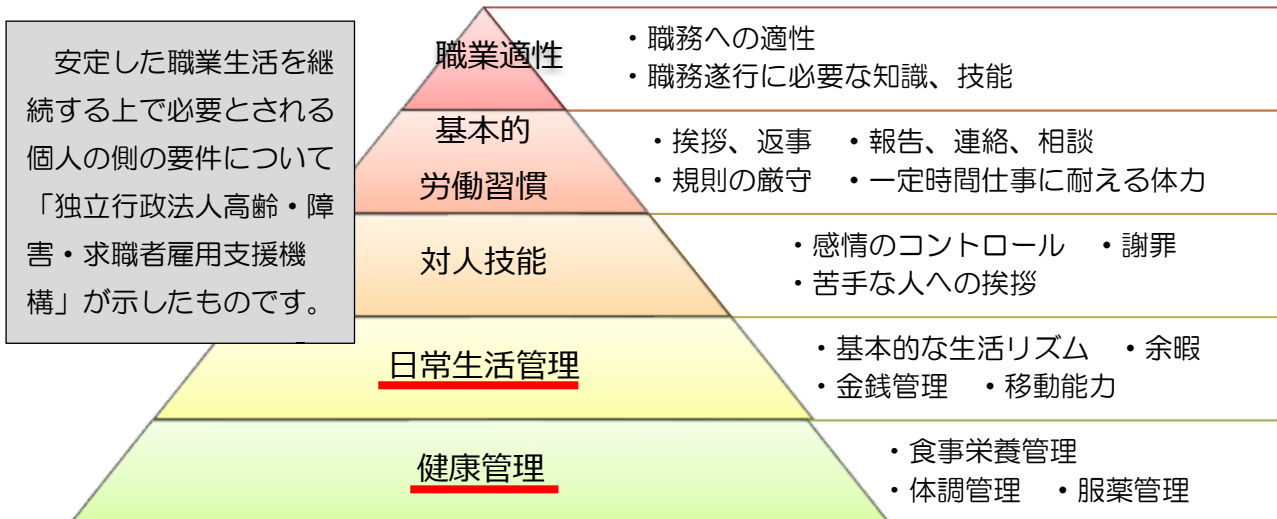
働くだけではなく仕事が終わった後の余暇時間を大切にすることで、次の日への意欲が高まることも発言から見られました。また職場見学も積極的に実施しています。

中学部、高等部では「作業学習」が始まり、高等部では「校内・現場実習」が始まります。作業学習や実習を通して「働く意欲、態度」「自己理解」「仕事の適性」「他者との関わり」などを学んでいきます。その経験を積み重ねて、生徒、保護者の方と共通理解を図り、卒業後の進路選択・決定につなげていきます。



10 在学中に身に付けたい力について

職業準備性ピラミッド



健康管理や日常生活管理が土台となっていることが分かります。この力は小学部段階から段階を踏んで身に付けておく必要があります。働くための基盤づくりを大事にしましょう。



〈歯みがき〉



〈手洗い、マスク〉



〈身だしなみ〉



〈洗顔〉



〈食事のバランス〉



〈体力づくり〉

家庭と学校との連携がスムーズにいくことが、生活の質の向上につながります

11 暮らしの場について



卒業後の暮らしの場として、グループホームやショートステイを利用することができます。



自 宅



グループホーム



施設入所・ショートステイ

グループホーム (共同生活援助)	利用対象者：18 歳以上の就労または就労継続支援などの日中活動を利用し、地域において自立した日常生活を営む上で、相談などの日常生活上の援助が必要な者。 利用料金：秋田市約 60 か所 平均 6 ～ 7 万円程度／月（光熱水費、食材料費含） グループホームには、食事の提供や身の回りの手伝いをしてくれる「世話人」と呼ばれる方がいます。利用するに当たり、“他者と一緒に暮らすことの難しさ”“家族と離れることへの不安”といった難しさがある一方で、“生活リズムが整った”“生活の幅が広がった”といったメリットがあります。 安心して利用するためには、生活リズムを整えておくこと、自分で身の回りのことができるように経験を積み重ねておくことが大事です。
施設入所	利用対象者：生活介護、自立訓練または就労移行支援、就労継続支援などのサービスを利用しながら、入所が必要かつ効果的と認められた者。通所が困難な場合など。 ※障害支援区分 4 以上 利用料金：秋田市 9 か所 平均 3 万 5 千円程度／月 施設入所は、食事提供、排せつ、入浴等の介護、生活に関する相談や助言など日常生活上の支援を受けることができます。職員が毎日 24 時間体制で常駐しており、規則正しい生活リズムで集団生活を行います。
短期入所 (ショートステイ)	利用対象者：本人の家族の疾病、その他の理由により、短期間の入所を必要とする者。 ※障害支援区分が 1 以上（18 歳未満も利用可能） 利用料金：秋田市約 40 か所 1,000 円程度／日 (利用日数にかかわらず、上限額は月 9,300 円) 短期入所は、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行っています。遠方の冠婚葬祭で本人を連れて行くのが難しい、自立のための練習をさせたいなど様々な理由で相談が可能です。卒業後、グループホームや入所支援を考えている人の利用も可能な場合があります。家族から離れて暮らした際に、成長した部分や課題の発見もあります。

詳しくはこちら⇒

秋田市 障がい福祉 施設事業所案内



12 職場定着、離職の原因と対策について

秋田県内の特別支援学校卒業生の職場定着の状況は次のとおりです。（令和6年3月1日現在）

	就職者	1年目	2年目	3年目	再就職
令和2年度	74名	71名（95.9%）	64名（86.4%）	59名（79.7%）	8名
令和3年度	80名	70名（87.5%）	64名（80.0%）		5名
令和4年度	57名	53名（92.9%）			0名

年度によってばらつきはありますが、卒業後3年目の職場定着率は7～8割程度となる傾向があります。離職の主な理由としては、仕事が合わないと感じることでの「仕事内容への不満」、注意や指示を受け入れられずに、同僚との関係悪化につながる「人間関係の悪化」、勤労意欲の低下、生活リズムの乱れなど「生活面の課題」の問題です。この3つの理由が、全体の50%を占めます。特に「人間関係の悪化」での離職が20%程度となっています。

再就職は全体で35%程度にとどまり、一般就労から福祉サービス利用に移行するケースもあります。以上のことから秋田県全体で定着支援に力を入れている状況です。

対策

在学中 「私の応援計画」を基にした実習経験と本人との面談	卒業後：追指導・関係機関との連携 学校の進路担当や元学級担任による電話、訪問等就業・生活支援センター、障害者職業センター等
実習の積み重ねによる相互理解 本人の希望する仕事とその適性把握と同時に事業所の方々の生徒理解につながります。	本人との面談や事業所への訪問 本人の成長や課題について事業所の方と共通理解をしたり、本人との面談から現在の様子の聞き取りをしたりして定着を図っています。

卒業後も相談できる場所が必ずあります。



13 本校卒業生の日

令和6年3月に本校を卒業したTさん的一天について紹介いたします。

Tさんは、秋田市内のスーパーに4月から勤務しています。



Tさん的一天

時刻	主な活動
6:20	起床
6:45	徒歩で職場に向かう
6:55	職場に到着
7:00	勤務開始 スーパーの青果部門でのバックヤードの仕事 ・配送された野菜等の荷下ろし ・荷物解き ・店頭への品出し ・野菜のカット（包丁を使用して） ・パック詰め ・袋詰め
12:00	勤務終了
12:20	徒歩で帰宅
帰宅後や休日の過ごし方	・ウォーキング、街ブラ ・ショッピング ・電車を利用しての一人旅

Tさんは、在学中の現場実習では9:00～15:00での実習を行いました。高等部3年生の秋の実習では、事業所と相談し、雇用を見据えた時間帯（7:00～12:00）で行い、通うことや仕事内容について適応できるということで、雇用に結び付けました。このように、実習の時間と実際の雇用の時間で異なってくることがあるため、生活の変化へ対応する力も求められます。

14 その他～Q & A～

～学校編～

Q 福祉サービス事業所等の情報はどこで知ることができる？

A 秋田市のホームページに情報が載っています。「秋田市 障がい福祉施設事業所」で検索すると、各サービス事業所の情報を閲覧できます。



秋田市HP

Q 実習先はどのようにして選んだらよいの？

A 実習は将来の生活のイメージを形づくるものです。本人がやりたい仕事、合っている職場を想定してください。本人の状態や先方の都合などから、必ずとは言えませんが希望している職業への実習ができるようにしています。

Q バス通学はいつから練習した方がよいの？

A タイミングは担任と相談して、段階的に練習を始めましょう。
福祉サービス事業所では、秋田駅までの送迎を行っているところが多くあります。自力で秋田駅まで行く力が身に付くと、進路選択・決定の幅が広がることにもつながります。

～卒業後の暮らし編～

Q 収入はどれくらいあるの？

A **障害基礎年金**：1級…年額993,750円

2級…年額795,000円 ※令和5年度

（年金の障害等級は、国民年金法施行令での等級となりますので、身体障害者手帳の等級とも必ずしも一致はしません。）^①

給料や工賃：一般就労…最低賃金保障（例）897円×4時間×20日＝71,760円

就労継続支援B型 月額 15,000円程度（平均値）

Q 休みの日は何をして過ごしているの？

A 習い事をしたり、友達と集まったり、ゆっくり家で過ごすなど、様々な余暇を楽しんでいます。余暇の過ごし方は各々で充実していくことで、豊かな生活につながっていくと考えます。



一人一人に合った過ごし方があると思います。無理なく、明日の意欲につながる余暇も生活には大事です！！

①令和5年度版秋田市障がい者のためのくらしのしおり P43

